

こ健増第2615号

平成30年12月21日

各指定自立支援医療機関（精神通院医療） 御中

京都市こころの健康増進センター相談援助課長

（担当：庶務係 TEL：075-314-0355）

### 平成30年度指定自立支援医療機関（精神通院医療）に係る自己点検の実施について

日頃は、本市障害福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、指定自立支援医療機関を指定していますが、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、その状況を把握する必要があります。

つきましては、各指定自立支援医療機関において別添「自己点検票」により自己点検を実施いただき、下記のとおり点検結果を提出してください。

#### 記

#### 1 提出書類

自己点検票（精神通院医療）

※同封の様式に点検結果を記入してください。

なお、様式は京都市こころの健康増進センターホームページにも掲載しています。

<http://kyoto-kokoro.org/download/index.html>

アクセス方法：京都市こころの健康増進センター⇒ 様式ダウンロード ⇒

指定自立支援医療機関（精神通院）自己点検票⇒

自己点検票【共通】

#### 2 提出方法

同封の返信用封筒に切手を貼付のうえ、郵送で提出してください。

#### 3 提出先

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町30

京都市こころの健康増進センター相談援助課 庶務係

#### 4 提出期限

平成31年1月31日（木）必着

## 5 その他

医療機関の名称，所在地等に変更があった場合や，医療機関を休止・廃止・再開される場合は，届出を行う必要があります。

様式を京都市こころの健康増進センターホームページに掲載していますので，該当される場合は御確認のうえ，手続きをお願いいたします。

<http://kyoto-kokoro.org/download/index.html>

アクセス方法：京都市こころの健康増進センター⇒ 様式ダウンロード ⇒  
自立支援医療機関（精神通院）指定関係（医療機関用）